ドッグダンス競技規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、定款第33条(1)により、ドッグダンス競技について定める。

第2章 リング

(競技リング)

- **第2条** 競技を行なうリングは、最低20m×20mとし、頑丈なボードまたはロープ、テープ等で仕切りをする。リングのサイズと配置は競技会を通して同じでなければならない。
 - 2 リングは、身体に障害があるハンドラーや動きに制限のあるハンドラーでも入退場できるようにしなければならない。
 - 3 主催者は、可能な限り次の出陳犬が独りで準備できる控えリングを準備する。

第3章 競技構成

(ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM))

- 第3条 ルーティンは、最低75%以上の脚側と25%以下のフリースタイルの動きで構成されていること。犬はルーティンの 最中、ハンドラーから2m以上離れてはならない。
 - 2 理想的なヒールワーク・トゥ・ミュージック・ポジションにおいては、犬とハンドラーの距離は一定であり、15cm 以下が望ましい。犬またはハンドラーは、お互いの動きを制限してはならない。犬は常にハンドラーのペースや指示に順応しなければならない。全てのポジションにおいて、犬は平行を維持し、横方向への動きを除き、常に単線の動きであることが望ましい。犬とハンドラー間の距離が50cmを超えた場合は、フリースタイルと見なされる。犬の動きが遅れたり、犬が先に出たりするのは望ましくない。距離はハンドラーの最も近い部分から犬の最も近い部分で計測する。犬は四脚で歩かなければならない。犬はハンドラーのどちら側での作業においても、平等にくつろいでいなければならない。犬は自然体で動くべきである。
 - 3 ルーティンの難易度はポジションの数だけではなく、動く方向やペース変更の多様性にも関係する。ポジションの変更は、大が自らポジションを判断する能力を示す。
 - 4 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。
 - (1)ビギナー (初心者)。

左、右または両方の脚側行進(犬は前進のみ)で、直線、曲線及び円(8の字)を組み込むこととする。可能な限り、歩度変換を行うことが望ましい。

(2)ノービス(1度)。

1から3ポジション、1から2方向、常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。

(3)インターミディエイト (2度)。

3から5ポジション、2から3方向、常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。

(4)アドバンスド (3度)。

6から8ポジション、そのうちいくつかは4方向(前後左右)、常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。

(5)アトラクション (FUNクラス)。

モチベーターの使用は、可能とする。その他の構成については、主催者が決定することとする。

- 第4条 ヒールワーク・トゥ・ミュージックのポジションは、次のとおりとする。なお、ハンドラーは以下の項目から自身のポジションを選択する。
 - (1)犬の右肩がハンドラーの左足の横に平行に位置する(左側)。
 - (2)犬の左肩がハンドラーの右足の横に平行に位置する(右側)。
 - (3)犬の右肩がハンドラーの右足に平行して位置する(逆向き右側)。
 - (4)犬の左肩がハンドラーの左足に平行して位置する(逆向き左側)。
 - (5)犬の右側がハンドラーの前に来るように、横向きで立つ。犬の右肩はハンドラーの右足に位置する。これはハンドラーの右足の内側、外側どちらに位置していても良い。
 - (6)大の左側がハンドラーの前に来るように、横向きで立つ。大の左肩はハンドラーの左足に位置する。これはハンド

ラーの左足の内側、外側どちらに位置していても良い。

- (7) 犬はハンドラーの後ろに犬の右肩がハンドラーの左足に来るように立つ。
- (8)犬はハンドラーの後ろに犬の左肩がハンドラーの右足に来るように立つ。
- (9)犬はハンドラーの両足の間に位置し、ハンドラーと同じ方向を向く。犬の肩はハンドラーの足に位置する。
- (10) 大はハンドラーの両足の間に位置し、ハンドラーと反対の方向を向く。大の肩はハンドラーの足に位置する。

(フリースタイル)

- **第5条** ルーティンは、75%以上のフリースタイルの動き及び25%以下の脚側で構成されていること。犬の健康を脅かす動き以外、全ての動きが認められる。
 - 2 理想的なフリースタイルは、様々な動きのタイプの多様なバラエティーで構成されている。動きは音楽の変化に合 わせて流れるようにルーティンに組み込まれるべきである。
 - 3 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。
 - (1)ビギナー (初心者)。

規定のトリックから3つ選択して、ルーティンに組み込むこととする。なお、規定外のトリックを行うことができるが採点はされない。

(2)ノービス (1度)。

有害とみなされないムーヴであれば、すべて許可される。

(3)インターミディエイト(2度)。

有害とみなされないムーヴであれば、すべて許可される。

(4)アドバンスド (3度)。

有害とみなされないムーヴであれば、すべて許可される。

(5)アトラクション (FUNクラス)。

モチベーターの使用は、可能とする。その他の構成については、主催者が決定することとする。

- 4 前項(1)の規定のトリックは次のとおりとする。
 - (1)スピン/お回り(犬は単独での右回りまたは左回り)。
 - (2)ウィーヴ/股くぐり(股くぐり歩きまたは8の字股くぐり)。
 - (3)アラウンド(人の周りを犬が時計回りまたは反時計回り、犬は前進)。
 - (4)お手おかわり。
 - (5)招呼。
 - (6)伏臥。
 - (7)ジャンプ (その場で足飛びまたは腕飛び)。
 - (8)フロント (犬と人が対面した位置)。

(ルーティンタイム)

- 第6条 ルーティンタイムは次のとおりとする。
 - (1)ビギナー(初心者) 1分以上2分以内。
 - (2)ノービス(1度) 1分30秒以上4分以内。
 - (3)インターミディエイト(2度) 2分30秒以上4分以内。
 - (4)アドバンスド (3度) 3分15秒以上4分以内。
 - (5)アトラクション(FUNクラス) 4分以内。

(犬のアクセサリー及び小道具)

- 第7条 犬のアクセサリー及び小道具は、次のとおりとする。
 - (1)リング内では1つの首輪のみが認められるが、首輪無しでパフォーマンスすることが歓迎される。首輪はデコレーションされていても良いが、首輪のサイズは犬の肩を超えるものであってはならない。

尖った首輪、エレクトリック・カラー及び他の同様の抑制装置は禁止とする。この規制は、競技会開始から終了まで適用される。

- (2)ハーネス、コート、マズル等は必要であればリングの外で着用しても良い。ただし、マズルを使用する場合は、 大が水を飲んだり自由に息をしたりすることができるような物でなければならない。
- (3)長毛の犬が頭部にゴムのヘアバンドを使用することは、犬の視界が良くなるため認められる。ヘアバンドは、犬の視界を向上することであるため、装飾としてみなされるべきでない。
- (4)グリッターや毛髪染料で犬をデコレーションすることは禁止とする。
- (5)犬に服を着用させることは禁止とする。
- 2 ハンドラーが小道具を自身で設置したり撤去しない場合、ヘルパーを用意することができる。
- 3 リングで使用される各小道具は、ルーティンのパフォーマンスには不可欠なものであり、犬によって使用されなければならない。

4 小道具もしくはハンドラーのコスチュームは決して犬を見劣りさせるようなものであってはならない。

(小道具の準備及び撤去)

第8条 小道具やアクセサリーの準備及び撤去は、合計3分間(2回×1.5分間)以内とする。

(リード)

第9条 リング内でのリードの使用は、認められない。リードは、リングに入場する前にリングスチュワードに渡す。 (指示)

第10条 指示は声符、ジェスチャー及び体符で与えられる。犬とハンドラーがルーティンを通し、チームワークの調和を維持すれば指示の回数に制限はない。

(リングへの入退場)

- 第11条 リングへの入退場時は、次のとおりとする。
 - (1)ハンドラーは犬を自身の腕に抱きかかえることができる。ただし、小道具で犬を持ち運ぶことは許可されない。
 - (2)ルーティン開始前に犬を地面に降ろし、犬は自発的にスタート位置につかなければならない。
 - (3)ルーティン終了時、犬がハンドラーの腕の中、背中、脚等の場合は、リングからの退場前に一度、犬を地面に降ろさなければならない。

第4章 審 査

(採点)

- 第12条 審査は、セクション別に次のとおり採点する。
 - (1)プレゼンテーション(表現)は、9点とする。
 - ア調和。協力。
 - イ流れ。
 - ウ 反応性。応答性。
 - エ指示。
 - オ 当日の出来栄え。
 - カ 動きの正しい履行。
 - (2)コンテンツ(内容)は、9点とする。
 - ア 犬への焦点。
 - イルーティンの構成。
 - ウ 均等かつバランスの取れたリングの使用。
 - エ リングを広範囲に使用 (犬のサイズによる)。
 - オ 興味深く、詰め込みすぎていない動作量のバランス。
 - カ動作の多様性。
 - キ 個々の動作の難易度。
 - ク 動作間の移行/つなぎ-バラバラな動作の連続ではない。
 - (3)アーティスティックインタープレテーション(芸術的な解釈)は、9点とする。
 - ア構想の可視化。
 - イ 音楽が犬のペース及び動きのパターンに合っているか。
 - ウ 区切り/切り替わり(音楽の表記)。
 - エ ハンドラーの適切な動き。ハンドラーの動きは、犬のパフォーマンスを高めるべきである。
 - オ ルーティンは、音楽の感情を反映しているか。
 - カ 音楽の適切な使用。
 - (4)アニマルウェルフェア(動物福祉)は、3点とする。
 - ア 犬の質 (犬種、性格、身体能力、精神能力等) を強調するルーティン。
 - イ 犬の健康及び安全性。
 - ウパートナーシップ。
 - 2 審査の結果に対して異議の申し立ては一切許されない。

(減点)

- 第13条 次の各号に該当した場合、減点が課せられる。
 - (1)プレゼンテーション審査時に、(興奮からくる) 過度な吠えや咬みがあった時。
 - (2)プレゼンテーション審査時に、作業中に誤ってリングアウトした時。
 - (3)プレゼンテーション審査時に、ヒールワーク・トゥ・ミュージックにおいて、誤って2m以上離れた時。
 - (4)コンテンツ審査時に、計画的に25/75ルールに違反したルーティンと判断した時。

- (5)コンテンツ審査時に、音楽が制限時間を超えた時。
- (6)コンテンツ審査時に、小道具の使用が少ない又は使用されていない時。
- (7)アーティスティックインタープレテーション審査時に、テーマと関係性のない小道具や衣装であった時。
- (8)アーティスティックインタープレテーション審査時に、家族連れの観客に対し不適切なルーティンであった時。
- (9)アニマルウェルフェア審査時に、不適切なハンドリングであった時。
- 10アニマルウェルフェア審査時に、配慮に欠ける小道具の使用があった時。
- [1]アニマルウェルフェア審査時に、犬に圧力を掛けたり、脅したりした時。
- (12)アニマルウェルフェア審査時に、(ストレスによる) 吠えがあった時。

(失格)

- 第14条 次の各号に該当した場合、失格となる。
 - (1)申し込みと異なるハンドラーまたは出陳犬で出場した時。
 - (2)審査員を欺こうとする行為があった時。
 - (3)不正行為をした時。
 - (4)ドーピング規則に従わなかった時。
 - (5)リング内に食べ物やモチベーターを持ち込んだ時(例、玩具やクリッカー等)。 ただし、アトラクションにおいては、モチベーターの使用が可能な場合は除く。
 - (6)出陳犬がコントロールできなくなり、リングを離れた時。ただし、出陳犬がルーティン中に、誤ってリング外に出てしまった場合は、減点となる。
 - (7)出陳犬がリング内で排泄した時。
 - (8)ハンドラーが明らかにルーティンをトレーニングラウンドにした時(音楽は最後まで継続する)。
 - (9)手荒なハンドリング(口頭または身体的)をした時。
 - (10)会場内で、出陳犬が他の犬または人を攻撃した時。
 - (11)出陳犬がルーティン中、リング内でリードを着けていた時。
 - (12)リング外からのアシストがあった時。
 - (13)抑制するために犬を触った時。ハンドラーから犬に触ることはできず、犬から行うものとする。
 - 14小道具やアクセサリーの準備及び撤去の合計時間が、3分間を超えた時。
 - (15)音楽が4分15秒以上となった時。
 - (16)ハンドラーの不適切な言動があった時。
 - (17)ハンドラーが規則に従わない時。
 - (18)リング内で犬が服を着ている時。
 - (19)リング内で犬が首輪を2つ以上着けている時。
 - 2 前項以外においても、規程の違反行為は失格に繋がる時がある。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、必要に応じてドッグダンス小委員会に諮問し、その答申を経て、理事会の議決によって行う。

付 則

この規程は、2023年1月26日から施行する。